

## (4) 公共建築物の復興への取り組み

### 1. 公共建築の復興基本計画の検討へ

前述のように、この地震によって神戸市の公共建築物の大きな被害を受けたが、衝撃的だったのが本庁舎2号館及び西市民病院本館の倒壊（中間階の層崩壊）である。マスコミ等で大きく取り上げられたが、営繕部職員としては苦々しい思いで見ている。公共建築物に係る人的被害が少なかったのは救いであったが、地震発生時刻が昼間であれば相当数の死傷者が出たものと思われ、今回のような被害が発生したことを謙虚に反省し、これからの施設建設においてできる限りの耐震強化をしていかなければならない。もう数百年は大地震はないとか、この地震は予想を越えるものでしかたなかった、また予算がないので防災対策は無理だというような安易な妥協は許されず、今回の地震と同程度あるいはそれ以上の地震が起こっても公共建築物の被害を最小限にとどめるよう努力していくことが営繕部に課せられた責務といえる。

一方で、この地震に際しても有効に機能した施設も多くあった。本庁舎1号館は災害対策本部を置く中枢的な庁舎として利用され、本庁舎3号館も軽微な被害にとどまった。学校園は大きな被害を受けたが避難所としての中心的な役割を果たした。そのほか、地域福祉センターや児童館・公民館は地域密着型の拠点施設として利用されるなど、公共建築としての災害時の役割を考える上で貴重な経験をしたともいえる。

また、営繕部では従来から建築デザインの向上やバリアフリー及びエコロジー建築の推進、計画保全の実施、VEによるコストの削減等の独自施策を進めてきたが、これらを統合化した施策としてのまとめが必要ではないかとの認識を持っていた。

このような状況のもと、阪神・淡路大震災という大災害に直面した地方自治体の営繕部局として震災の教訓をこれからの自分たちの仕事に最大限生かしていくためにも、「被害」の中から問題点を抽出し、改善すべきところは改め、間違っていた点はさらに伸ばしていくための公共建築のマスタープラン的な要素を持った復興基本計画の検討に、震災直後の混乱から少し落ち着いてきた2月以降入っていった。

### 2. 公共建築復興基本計画検討委員会の発足

公共建築の復興基本計画を策定するにあたっては、広く学識経験者を中心とした各分野の専門家の意見を聴くための『神戸市公共建築復興基本計画検討委員会（以下、検討委員会）』を設置することにした。

この検討委員会は、震災調査会を引き継ぐかたちで、今後の公共建築のあり方に関する基本計画について、今回の公共建築物の被害状況を踏まえて施設計画及び構造計画、設備計画、施設の維持管理や運営等の総合的な観点からの調査研究、検討を行うことを目的として6月9日に発足した。

こうした公共建築復興基本計画（以下、復興基本計画）検討においては、財政面や施設建設・運営面からの視点も重要であり、神戸市側の委員として、理財局、民生局及び教育委員会の部長職に参加をしてもらった。

また、設計・工事の実務上の視点からの検討も必要となるため、建築業界のそれぞれの団体から技術力に優れたスタッフの協力を得て、実務的かつ技術的な検討を行う「検討部会」を検討委員会の中に設置した。

### 3. 復興基本計画の提言

検討委員会の事務局は、営繕課調査係・技術管理係、工務課計画係、設備課管理係・機械第2係があたり、検討委員会での討議を踏まえて復興基本計画のまとめ作業を進めた。

そして、10月に復興基本計画の中間報告を、年があけた平成8年3月に最終報告を受けた。一方で、こうした復興基本計画の検討に並行して建替計画を進めていた学校施設等に復興基本計画の内容を予算等の制約があるもののできるだけ反映するよう努めた。今後の施設計画にはこの復興基本計画を盛り込んでいく必要がある。

検討委員会のメンバー及び検討経過及び、復興基本計画の要点は次のとおりである。

#### <神戸市公共建築復興基本計画検討委員会・検討部会名簿>

	氏 名	会 社 ・ 役 職 名	
検討委員会メンバー	[学識経験者]		
	河村 廣	神戸大学建設学科教授	
	◎堯天 儀久	神戸大学名誉教授	
	日下部 肇	神戸大学建設学科教授	
	田 基 嗣	神戸大学建設学科教授	
	室崎 益 輝	神戸大学建設学科教授	
	森山 正 和	神戸大学建設学科助教授	
	○安田 丑 作	神戸大学建設学科教授	
	[市関係者]		
	金 芳 外城雄	教育委員会事務局総務部長	
	喜 田 武	住宅局参事	
	佐々木 敦 朗	理財局次長	
	(鷓崎 功)	(理財局次長)	
	西川 靖 一	住宅局営繕部長	
山 本 征 明	民生局厚生部長		
		五十音順 敬称略 ◎委員長 ○副委員長 括弧内は前任者 役職は当時	
計画部会メンバー	[学識経験者]		
	大西 一 嘉	神戸大学建設学科助手	
	末包 伸 吾	神戸大学建設学科助手	
	森山 正 和	神戸大学建設学科助教授	
	□安田 丑 作	神戸大学建設学科教授	
	(各建築団体)		
	太田 隆 信	新日本建築家協会 (㈱坂倉建築研究所 代表取締役大阪事務所長)	
	大 高 一 博	建築設備技術者協会 (㈱日建設計 設備部副部長)	
	[市関係者]		
	小野 義 彦	住宅局営繕部主幹	
	児島 雄 次	住宅局営繕部営繕課長	
			五十音順 敬称略 □部会長

氏名	会社・役職名
〔学識経験者〕 □日下部 肇 田中 剛 谷 明 勲 福住 忠 裕	神戸大学建設学科教授 神戸大学建設学科助手 神戸大学建設学科助教授 神戸大学建設学科助教授
(各建築団体) 内田 直 樹  近藤 一 雄 福山 国 夫 山本 豊 弘	日本建築構造技術者協会 (株)日建設計 震災復興対策本部 神戸事務所長) 日本建築構造技術者協会 (株)東畑建築事務所 構造部課長) 建築業協会 (株)竹中工務店 設計部副部長) 日本建築構造技術者協会 (株)昭和設計 構造部長)
(市関係者) 小池 敬 二 船井 美 彦	住宅局営繕部主幹 住宅局営繕部工務課長

五十音順 敬称略  
□部会長

<検討委員会・検討部会の開催経緯>

(1) 検討委員会

開催回	日時	場所	主な内容
第1回	平成7年6月9日(金) AM10:00~AM12:00	住宅供給公社大会議室 センタープラザ東館11階	復興基本計画の考え方・進め方について
第2回	平成7年7月11日(火) AM10:00~AM12:00	1082会議室 市庁舎1号館8階	復興基本計画の構成について
第3回	平成7年8月25日(金) AM10:00~AM12:00	1081会議室 市庁舎1号館8階	復興基本計画の目的・位置づけ及び構成について
第4回	平成7年10月23日(月) PM1:30~PM4:30	センタープラザ西館 6階 第16会議室	復興基本計画中間報告(案)について
第5回	平成8年3月下旬	(持ち回り)	復興基本計画・指針(案)について

(2) 検討部会

開催回	日時	場所	主な内容
第1回 構造部会	平成7年6月14日(水) AM10:00~AM12:00	1086会議室 市庁舎1号館8階	・スケジュールについて ・検討項目・事例調査について等
第1回 計画部会	平成7年6月21日(水) AM10:00~AM12:00	1086会議室 市庁舎1号館8階	・部会の進め方と構成等について ・検討項目・事例調査について等
第1回 全体部会	平成7年6月28日(水) AM10:00~AM12:00	1082会議室 市庁舎1号館8階	・復興基本計画の構成(案)について ・施設の防災機能分類(案)について

第2回 全体部会	平成7年8月21日(月) AM9:30~AM12:00	1081会議室 市庁舎1号館8階	・復興基本計画の構成について ・施設の防災機能分類について ・施設調査結果について 等
第2回 構造部会	平成7年9月18日(月) PM1:30~PM5:00	3061会議室 市庁舎3号館6階	・構造計画指針の体系化(案) ・構造設計の流れ(案)について 等
第3回 構造部会	平成7年10月4日(水) PM2:00~AM5:00	営繕部階会議室 センタープラザ東館10階	・中間報告(素案)について ・構造用途係数による建築費への 影響について 等
第2回 計画部会	平成7年10月5日(木) PM2:00~PM5:00	3061会議室 市庁舎3号館6階	・中間報告(素案)について 等
第3回 全体部会	平成7年10月19日(木) AM9:30~AM12:00	3061会議室 市庁舎3号館6階	・中間報告(案)について ・各種指針(案)について
第4回 構造部会	平成7年12月18日(月) PM2:00~PM5:00	3061会議室 市庁舎3号館6階	・構造用途係数による変形量につ いて
第3回 計画部会	平成8年1月12日(金) AM9:30~AM12:00	1084会議室 市庁舎1号館8階	・避難所の複合化等について
第4回 計画部会	平成8年2月15日(木) AM10:00~AM12:00	住宅局会議室 貿易センタービル20階	・指針(案)について 等
第5回 構造部会	平成8年3月6日(水) PM2:00~PM5:00	住宅局会議室 貿易センタービル20階	・指針(案)について 等
第4回 全体部会	平成8年3月11日(月) AM9:30~AM12:00	住宅局会議室 貿易センタービル20階	・指針(案)について

## 神戸市公共建築復興基本計画の要点

### 1. 課題と視点

#### (1) 公共建築復興に向けた課題

- ①被災した公共建築物の早期復旧 ……市民の生活空間の核として公共建築物の機能回復
- ②震災の教訓を生かした公共建築物の整備 ……災害時に公共建築が果たすべき役割の問い直し
- ③公共建築物を含めた神戸の街並みの再生 ……景観形成における公共建築の先導的な役割

#### (2) 被害状況からみた検討課題

- ①建築構造上の検討課題 ……建築物の継続使用が可能な主体構造の被害レベルの設定
- ②施設計画上 “ ……災害時に有効なオープンスペース等の確保
- ③設備計画上 “ ……設備の耐震性能強化と日常的な自立供給システムづくり
- ④施設運営上 “ ……各施設の防災上の役割・機能の明確化と施設のネットワーク化
- ⑤被災時の機能上 “ ……災害時の施設相互の機能補完・連携の拡充

#### (3) 公共建築復興にあたっての留意点

- ①防災に対する認識の見直し ……安全性の意義を再認識

- (1)施設の利用者に被害が及ばないこと
- (2)災害時に施設の本来の機能が確保されること
- (3)災害時に必要とされる防災機能に対応できること

- ②地域特性に基づいた施設づくり ……公共建築物の基本特性と地域の災害危険度等を考慮
- ③神戸市復興計画とのリンク ……防災生活圈（各防災拠点）等への対応
- ④施設整備に係る関係部局との連携 ……営繕部局が果たすべき計画マネジメント
- ⑤公共建築に係る施策の再構築 ……「安全性の確保」の観点からの見直し

### 2. 理念と方策

#### (1) 基本理念

「これからの公共建築のあるべき姿（公共建築のあり方）を明確に描き、

震災の教訓を生かした災害に強い公共建築づくりと神戸の建築文化の復興をめざす」



- 安全性 （災害に強い施設づくり）
- 文化性 （地域の魅力を高める施設づくり）
- 環境性 （環境にやさしい施設づくり）
- 福祉性 （高齢者・身体障害者等に配慮した施設づくり）
- 社会性 （良質な社会ストックの形成）

## (2) 方策

### ◇施設の耐震安全性能の強化

- ①施設の防災機能等の明確化 ……災害時の役割等による施設の分類
- ②施設の防災機能等に応じた耐震性能の確保 ……構造用途係数と計画基準の設定
- ③既存施設の耐震性能の補強及び保全 ……耐震診断及び補強、改修等の実施
- ④被災時の応急体制等の整備 ……施設データベースの整備等

### ◇災害時に機能する施設ネットワークの推進

- ①地域における防災上の役割に応じた ……地域の実情（防災拠点等の配置、災害危険度等）に合った施設計画の実施  
施設計画の実施
- ②施設の複合化等による利点を活用した ……複合化の形態等に応じた施設計画、災害  
施設計画の実施 時にも柔軟に対応できる施設計画の実施

### ◇従来の公共建築づくりの継承と発展

- ①地域の魅力を高める施設づくりの推進 ……公共建築デザインによる先導
- ②環境にやさしい公共建築の推進 ……エコロジー建築の推進
- ③高齢者・身体障害者等に配慮した ……バリアフリーの推進  
施設づくりの推進
- ④良質な社会ストックとなる施設づくりの推進 ……体系化された保全業務と実施体制の整備

## 3. 基本指針

### 施設の防災機能別分類

——公共建築物の災害時の役割や防災機能等に応じた施設の分類

### 防災レベル

————災害時の施設の機能を確保するための施設計画上の付加要件の規定

### 建築要素別防災レベルの項目と基準

—防災レベルに基づき設定した具体的な条件と計画基準

### 施設計画シート

—防災レベル・計画基準に基づき施設計画の方針・内容を決定するチェックシート

(基本指針編からの抜粋)

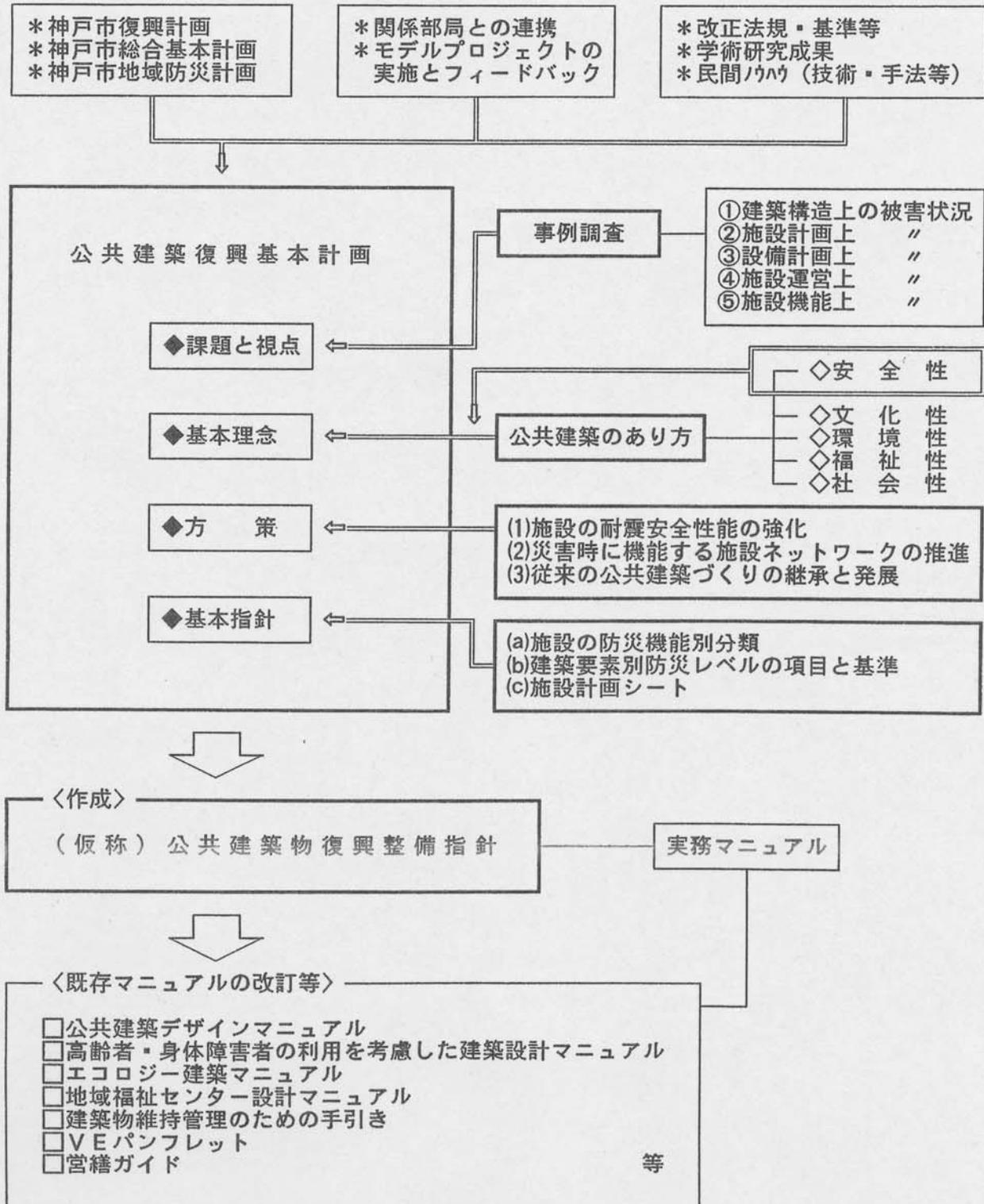
【レベルⅢ】：市の防災活動上の中核的な役割を担う施設を想定

- ↓
- 〔計画条件〕 ◆外部空間の確保 — 原則として防災公園等の公園、広場等と一体的に整備する  
◆機能転用 — ホール・集会室等は災害時において、多目的に利用できるよう対処する
- ↓
- 〔構造条件〕 ◆構造用途係数 — 主体構造及び基礎構造の強度を割り増す係数 1.5～1.25に  
◆工事監理 — 通常よりレベルの高い工事監理計画を企てる
- ↓
- 〔設備条件〕 ◆水の確保 — 非常時の雑用水の代替水源として、池、プール、防火水槽、  
蓄熱水槽などの施設内水源を利用可能なシステムとする  
◆エネルギーの確保 — 可能な限り2回線受電とする
- ◆

#### 4. 目的と位置づけ

◇本基本計画により震災の教訓を生かしたこれからの公共建築物づくりの基本的な考え方を提示

#### < 公共建築復興基本計画の位置づけ >



## (5) 応急仮設住宅の建設

### 1. 建設概要

応急仮設住宅は、「災害救助法」に基づき、災害のため住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保できない者に対し、簡単な住宅を仮設し、一時的に居住の安定を図ることを目的としているものである。

災害救助法に基づく応急仮設住宅供与に関する実務の詳細については、別添資料として、「災害救助の実務—平成4年版—」抜粋を掲載しておくので、一読願いたい。

応急仮設住宅の建設は、国の責任のもとで都道府県知事が実施するものとされているが、従来より兵庫県については、知事の災害救助に関する事務の包括的委任規則により、応急仮設住宅の建設を含めた災害救助全般については市町長が行うものとしていた。しかし、阪神・淡路地域全体に及ぶ今回の震災の規模に鑑みこの規則が急遽改正され、応急仮設住宅の建設についてのみ震災発生時に遡って県知事に権限が留保され、県知事が建設実施主体となった。

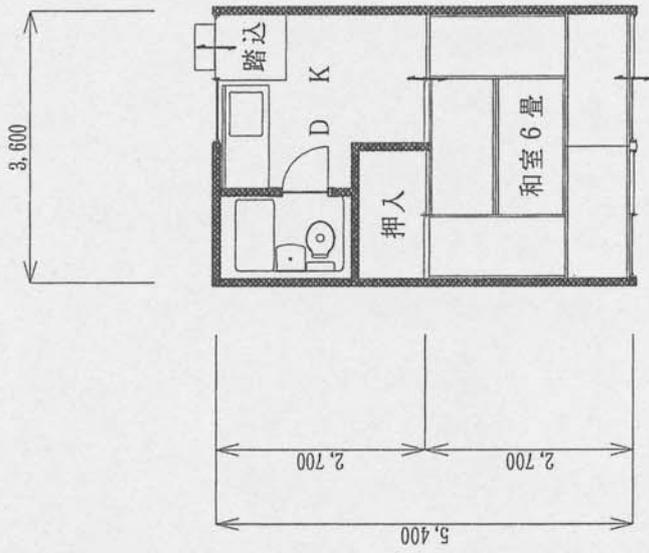
しかしながら、この大震災において、用地の選定・確保、調整、計画、設計、発注、工事といった一連の膨大な建設事務全般を県単独で実施していくことは当然不可能であり、神戸市は、最も困難であった用地の選定・確保、調整事務に始まり、最終的には全ての建設事務において全面的な協力・支援を行い、実務に携わってきたのである。

### 2. 住戸計画

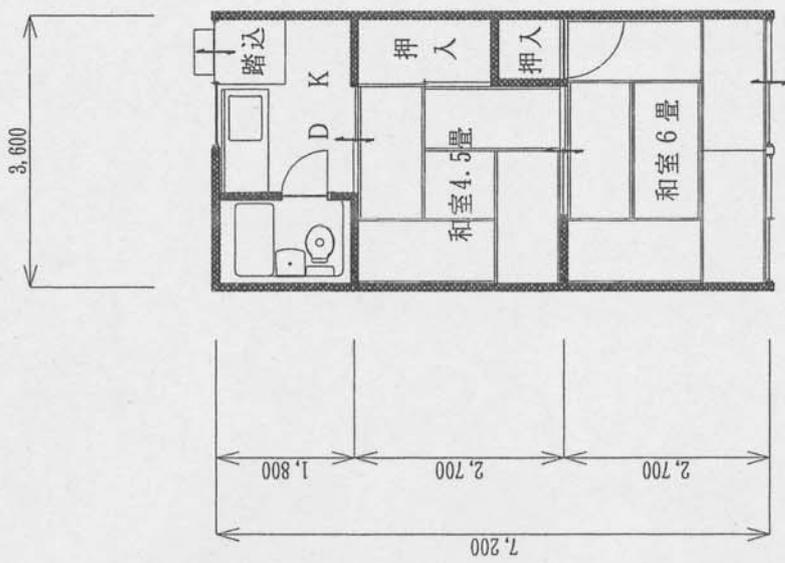
今回の震災による応急仮設住宅の建設は、限られた予算の中で早期かつ大量に建設・供給していくことが最大の課題であった。このため、厚生省、建設省、兵庫県の協議により、計画・設計・工事期間等の短縮化・効率化を図るため当初の住戸タイプは原則として2Kタイプ(約26㎡)に限定されて建設されることとなった(図1参照)。また、神戸市内では下水道の普及率が高いことから応急仮設住宅としては初めて水洗式トイレが標準仕様として採用されることとなった。このことは居住性・保健衛生面等からみて当然の配慮であるが、建設用地近傍に下水道本管が付設されている必要があり、建設用地選定上の大きな制約となった。

また、高齢者・障害者等に対する配慮の必要性、従前の居住地に近い地域での生活継続の要請及び限られた建設用地の有効利用等といった観点から被災程度の激しかった既成市街地部を中心に高齢者障害者向け、地域型といわれている2階建て寮形式の応急仮設住宅の建設を行った(図2参照)。

さらに、応急仮設住宅の入居要望の増大と悪化する建設用地確保状況より、1Kタイプ(約20㎡)タイプの応急仮設住宅を建設することとした(図1参照、別添資料に1Kタイプの特記仕様書、一般図を掲載しておく。)

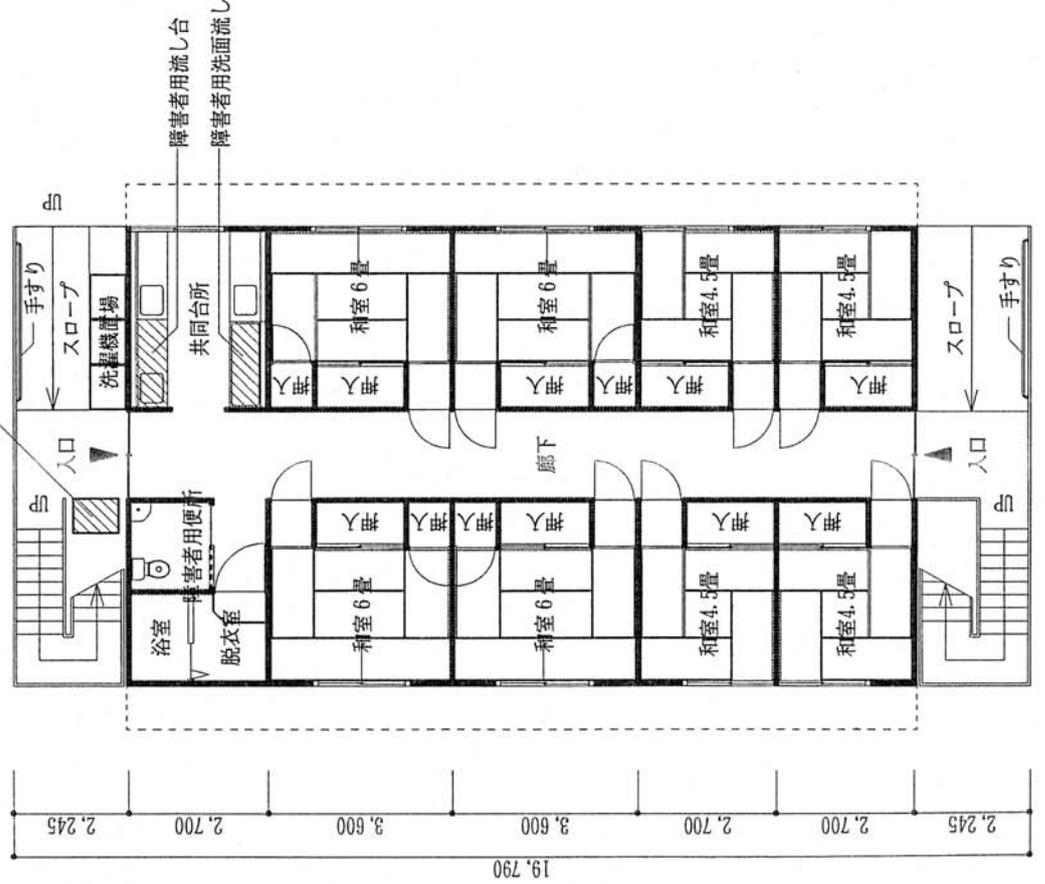


1Kタイプ標準間取図

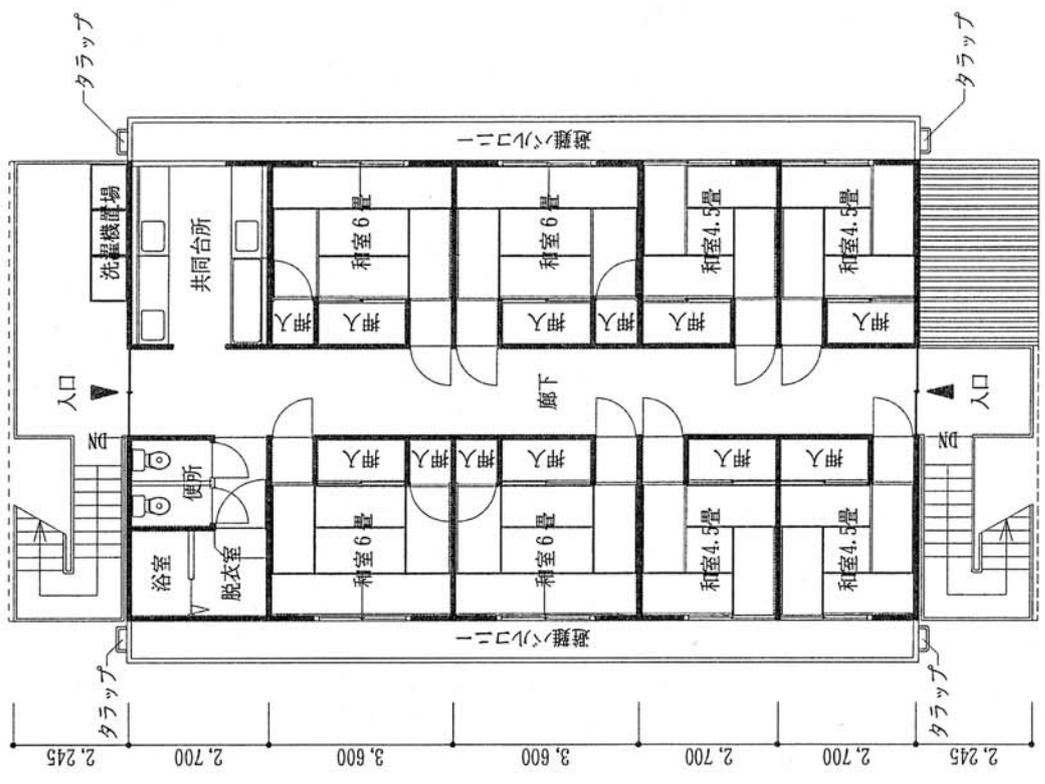


2Kタイプ標準間取図

図-2



1階平面図



2階平面図

応急仮設住宅標準平面図 (寮形式)

S = 1 / 150

### 3. 建設経緯

今回ほど僅か8坪(約26㎡)前後のプレファブ建物である「仮設(住宅)」が世間の注目を浴びたことは建設史上なかったであろう。神戸市内では、あの混乱と喧騒の中、1月17日から応急仮設住宅の建設用地選定作業に着手し、様々な期待と批判を受けながら1月20日「仮設菊水住宅(104戸)」着工から8月11日「仮設学園東町第5住宅(118戸)」完成までの204日間で延べ29,178戸の応急仮設住宅が建設されたのである。

表1は、神戸市内における応急仮設住宅の発注時期別にみた建設経緯を示したものである。

これらの応急仮設住宅の建設主体は兵庫県であるが、神戸市は全般にわたり用地の選定・確保、調整、計画に携わってきた。また、1次発注分については2Kタイプ型住戸1,013戸全ての住戸の工事監理を行った。さらに、市内全ての高齢者障害者向・地域型住宅2,004戸、8次、10次発注分の内1Kタイプ型住戸及び2Kタイプ型住戸380戸については設計、発注、工事監理を行っている。

表1 応急仮設住宅の建設経緯

年度	発注回数	発注日	1Kタイプ	2Kタイプ	寮形式	合計発注戸数
6年	1次発注	7.1.19	—	1,013戸	—	1,013戸
	2次発注	7.1.25	—	5,546戸	—	5,546戸
	3次発注	7.2.1	—	3,578戸	—	3,578戸
	4次発注	7.2.9	—	4,556戸	—	4,556戸
	5次発注	7.2.25	—	1,067戸	812戸	2,419戸
	6次発注	7.3.3	—	2,355戸	—	2,355戸
	7次発注	7.3.27	—	595戸	302戸	897戸
7年	8次発注	7.5.31	5,270戸	627戸	386戸	6,281戸
	9次発注	—	—	—	—	市内発注分無
	10次発注	7.6.27	1,649戸	380戸	504戸	2,533戸
総計			6,919戸	20,255戸	2,004戸	29,178戸

今回の応急仮設住宅建設において最も困難な作業は建設用地の確保であった。担当職員は、十分な資料・機材もなく、劣悪な交通状況の中で市内中を奔走した。

従前居住地での切実な建設要望が高い中、被災の激しかった既成市街地内での用地確保を最優先に調査・選定作業を進めていったが、応急仮設住宅の早期大量建設・供給という大命題のもと、結果として、西北神地域及び臨海埋立地といった開発地域の公有地・公園等に多くを建設せざるを得なかった。参考として表2に市内の区別の建設状況をまとめたものを示しておく。

表2 応急仮設住宅の神戸市内区別建設状況

区	団地箇所	1Kタイプ	2Kタイプ	寮形式	合計戸数	率
東灘区	32箇所	157戸	3,221戸	505戸	3,883戸	13.3%
灘区	16箇所	228戸	311戸	447戸	986戸	3.4%
中央区	24箇所	1,900戸	1,566戸	330戸	3,796戸	13.0%
兵庫区	17箇所	199戸	271戸	184戸	654戸	2.2%
北区	48箇所	1,703戸	4,135戸	—	5,838戸	20.0%
長田区	14箇所	107戸	349戸	191戸	647戸	2.2%
須磨区	45箇所	581戸	1,197戸	347戸	2,125戸	7.3%
垂水区	23箇所	885戸	1,423戸	—	2,308戸	7.9%
西区	69箇所	1,159戸	7,782戸	—	8,941戸	30.7%
合計	288箇所	6,919戸	20,255戸	2,004戸	29,178戸	100.0%

#### 4. 建設工事

今回の震災により建設された応急仮設住宅の殆どはいわゆるプレファブ建物であった。これは予め工場生産された建築資材を現場で組み立てて完成させるものであり、工事現場での作業が極力省力化されたものとなっており、工事期間の短縮には最も有効な手段のひとつとなるものである。

工事現場での工事工程は、縄張り(建物の位置決定)ー粗造成ー杭(木杭)打設ー土台・大引組みー床版敷込みー建物建て方ー屋根掛けー内装工事と進捗していき、これらと並行して屋外附帯工事、電気、給排水衛生設備工事が行われ完成となる(写真参照)。

工事期間は、敷地条件、天候条件、建設戸数規模等によりかなりの違いが生じるが、今回の場合では、縄張りから始めて早いもので3週間程度、遅いものでは7週間程度を要している。表3に標準的な工事工程表を示しておくことにする。

## 応急仮設住宅（1Kタイプ）施工状況写真



1. 着工前—縄張りにより建物配置を決定していく。



2. 粗造成—床下排水を考慮し、通路部の土をスキ取り床下部に盛土を行う。



3. 木杭打設—写真のように重機を用いて打設する方法と人力により打設する方法がある。



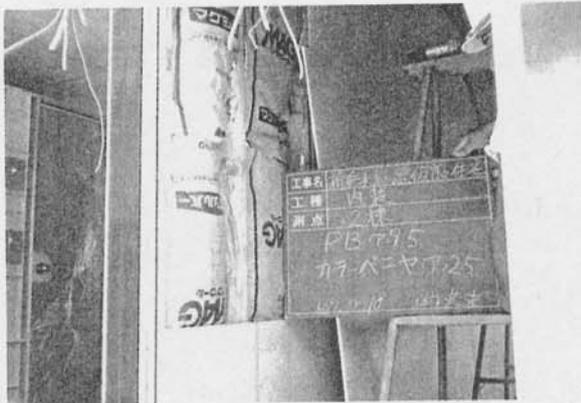
4. 土台大引付設—土台、大引はカスガイ等の金物で木杭に固定される。



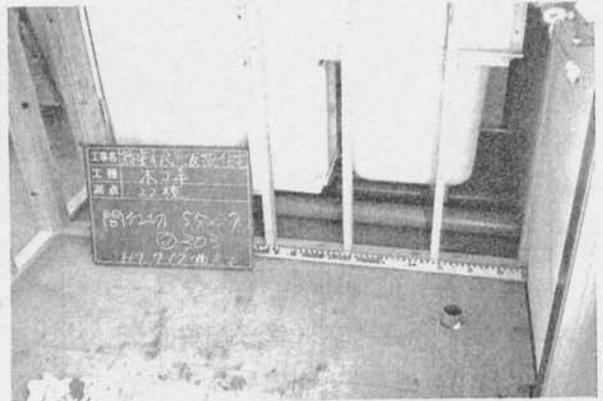
5. 床版敷込—コンパネに栈木を取り付けた床パネルが使用されている。



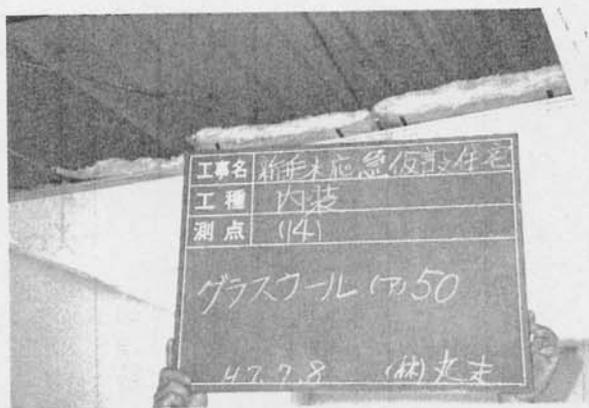
6. 建物建方—先ず鉄骨フレームが生まれ外壁パネル、屋根材、外部建具といった順で建方が進行していく。



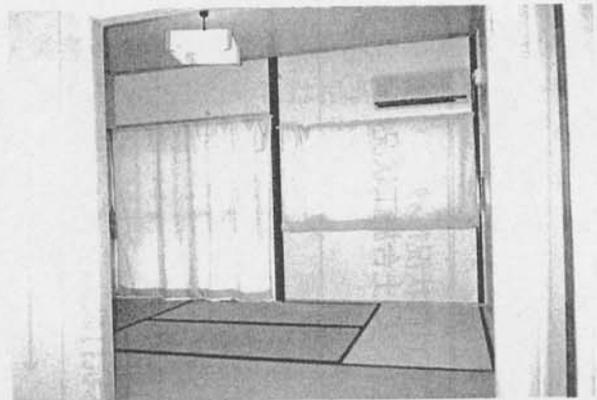
7. 内装工事(1)-界壁にはグラスウールが充填され、仕上げには今回カラーベニヤが使用されている。



8. 内装工事(2)-間仕切軸組材の施工状況である。後方はバスユニットの据付状況である。



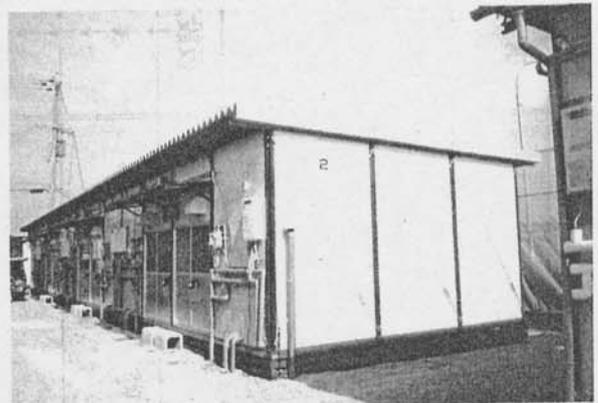
9. 内装工事(3)-天井材の施工状況である。仕上材はカラーベニヤであり断熱材としてグラスウールを敷込んでいる。



10. 内部完成写真(1)-和室の完成写真である。照明器具、カーテンは本工事に含んでいる。エアコンは別途リース契約にて取付けた。



11. 内部完成写真(2)-台所廻りの完成写真。吊戸棚、ガスコンロ(1口)は本工事に含まれる。流し台横に置いてあるコンクリートブロックは洗濯機の置台用として配付した。



12. 外部完成写真-通路には碎石を敷いている。

表3 応急仮設住宅建設工事 標準工程表

工種区分	月	日	第0週	第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	第6週	週42
検査・立会等			◎現場説明 ◎縄張立会	◎杭打設状況チェック ◎土台施工状況チェック ◎モデル内装チェック					◎下検査 ◎本検査 ◎引渡し	●入居
仮設工事			縄張↓	仮設工事						
基礎工事				木杭打設						
躯体工事					土台・大引組み, 床版敷込み 建物建て方					
内装工事						内装工事			手直	
屋外付帯工事							外構工事		手直	
電気設備工事								準備工 配管・配線工事 機器設置・調整	手直	
給排水衛生設備工事								準備工 配管・配線工事 機器設置・調整	手直	
ガス設備工事								準備工 配管工事 機器設置・調整	手直	
雑工事									手直	

## 5. まとめ

過去に例をみない規模の応急仮設住宅の建設の事業が約7か月でなしとげられた。これは、厚生省をはじめとする国、県等の関係機関の尽力、他自治体からの応援職員の協力、全国から緊急かつ大量に作業員と資材を投入した建設請負業者の努力、そして、昼夜を問わない突貫工事や近隣の公園等の公共用地を応急仮設住宅用地として利用することに対する市民の理解と協力等によるものである。

また、最も困難な問題であった応急仮設住宅建設用地の確保についても各方面から暖かい支援と協力をいただいている。これにくわえて、過去より営々として整備に努めてきた公園施設、西北神地域・港湾埋立地等の開発事業用地を生み出してきた等の神戸市の先人たちの行政努力も評価したい。

しかしながら、応急仮設住宅に関しては、防災上、衛生上の配慮や高齢者・障害者への配慮、居住性、工期・工事費の縮小等の問題点が多く指摘されており、反省点・課題も多い。

これら応急仮設住宅に関わる諸課題は今回の阪神・淡路大震災についてのみにいえるものではなく、将来をみすえた防災都市づくりの一貫として考えていかなければならない。平時より、応急仮設用地の選定・計画、設計・発注・工事の具体的な方法及び入居事務手法等を十分に検討した応急仮設住宅の供給システムを確立していかなければならない。

しかし、最も望まれるべきことは、どのような地震・災害があろうとも応急仮設住宅の供与を必要とすることのないような安全なすまい・まちづくりであろう。このためには相当の努力と息の長い取り組みが必要である。未曾有ともいえる今回の大震災で得た貴重な経験を忘れることなく、今後の復興事業において、市民・事業者と共に着実に実現していくことが我々行政に課せられた未来への大きな宿題である。

## (6) 住宅応急修理の実施

### 1. 事業の目的

阪神・淡路大震災（H7.1.17）により、住宅が半壊または半焼の被害を受け、そのままでは住むことができないが、破損箇所を手を加えれば、何とか日常生活を営むことができるような場合に、その応急修理を行う資力がない方に対し市が必要最小限度の補修を行い、居住の安定を図る。（根拠：災害救助法）

### 2. 事業の概要

(1)対象者 次の条件に該当する者

①住宅が半壊または半焼し、日常生活が営み得ない者（借家を含む）

②経済的理由により自ら住宅を修理できない者で、次のいずれかに該当する者

- ・生活保護法による被保護者並びに要保護者
- ・平成6年度市民税の非課税世帯又は均等割のみの世帯
- ・今回の震災により失業又は離職したため、上記のいずれかに該当するものとなった世帯

(2)修理箇所 台所、トイレ、居室、屋根等日常生活に必要な最小限度の部分に対する応急修理

(3)実施方法 上記の条件に該当する住宅に対し、市の派遣する業者が見積、施工する。但し、公費による修理限度額は一住宅295千円。

### 3. 事業の実施

(1)申込み用紙の配布

各区役所・出張所等で配布

(2)受付の期間、場所

①期 間 3月17日～3月26日（特別の事情がある者については、4月上旬まで受付）

②申込み先

郵送にて住宅局住宅応急修理係（貿易センタービル20階）

り災証明のコピー等を申込み用紙に同封

(3)受付件数 総受付数 1,134件、修理該当数 746件

(4)実施件数 施工済数 577件、辞退戸数 169件

(5)応急修理の施工方法

施工は神戸市建築協会の約50社に依頼した。建築協会では対象住宅を地域割し効率的に施工できるよう配慮した。各業者は申込み者と施工箇所、内容について打合せ、これに基づく見積書を協会事務局に提出、市で内容を確認の上すみやかに修理にかかるものとした。

(6)経費等 予算額 180,000千円（平成7年7月補正）

経費見込 89,696千円

内訳 住宅補修 88,953千円（154千円/戸）

事務費他 743千円

(7)申込者の状況

表1のとおり

(8)区別一覧表 表2のとおり

#### 4. 課題等

- (1) 当事業の資格要件、修理の内容等は知事が定め、実施は知事が市長に委任し、実施することになっている。資格要件、修理の内容等には、市としても日頃から検討を加え、緊急時に備えること。(実施時に、資格要件、修理の内容等について、検討する時間的余裕はない。)
- (2) 受付期間は余裕を持って決定すること。受付期間に関する苦情が多かった。
- (3) 広報には、配慮すること。通常の広報では、被災者に伝わりにくい。受付期間、資格要件、修理の内容等でできるだけ分かりやすく、簡潔に。
- (4) 施工は神戸市建築協会災害対策本部会員に依頼したが、直接、申請者と打合せしていただいたため、次の点について、大変なご苦勞をかけた。
  - ① 申請者との連絡が取れず、着工までに平常時の数倍の日数を要した。
  - ② 1件あたり最大工事価格が税込みで295,000円、の枠に対する理解を得ること。
  - ③ 修理箇所の限定に対する理解を得ること。特に浴室については、不満が残った。
  - ④ 電話連絡が取れず、何度も足を運んだ。
  - ⑤ 完了まで約5ヶ月を要し、制度の趣旨に沿っているのかという苦情を受けた。
  - ⑥ 申請者は高齢者が多く、家具や荷物の移動も手伝ったり、工事内容の説明に手間取った。

表1

#### 住宅応急修理実施結果

1. 受付件数	1, 134件	
(1) 有資格者数	746件	(66%)
(2) 無資格者数	362件	(32%)
(3) 修理辞退(書類審査時)	26件	(2%)
2. 有資格者の状況		
有資格者数	746件	
(1) 経済的状況		
生活保護法による		
被保護者並びに要保護者	63件	(8%)
市民税が非課税	548件	(74%)
市民税が均等割のみ	62件	(8%)
失業または離職	73件	(10%)
(2) 持家、借家の別		
持家	588件	(79%)
借家	158件	(21%)
(3) 家族の人数		
独居	328件	(44%)
2人	261件	(35%)

3人	82件	(11%)
4人以上	75件	(10%)
(4) 申込者の年齢		
70才以上	313件	(42%)
60才以上70才未満	164件	(22%)
50才以上60才未満	83件	(11%)
50才未満	104件	(14%)
不明	82件	(11%)
3. 無資格者の状況		
無資格者数	362件	
半壊・半焼でない	206件	(56%)
所得の状況	154件	(42%)
その他(重複、市住等)	2件	(1%)
4. 修理実施状況		
(1) 修理対象戸数	746件	
修理済	577件	(77%)
辞退	169件	(23%)
(2) 修理箇所		
①居室441戸(76%)	②便所286戸(50%)	③台所245戸(42%)
④屋根204戸(35%)		

表2

区別件数集計表

区名	申請件数	修理対象件数			修理実施件数
		持家	借家	計	
東灘	103	53	8	61	43
灘	140	69	18	87	63
中央	168	97	32	129	103
兵庫	224	108	37	145	112
北	20	11	6	17	11
長田	250	120	37	157	132
須磨	121	68	9	77	51
垂水	82	46	8	54	45
西	26	16	3	19	17
合計	1,134	588	158	746	577



# 住宅の応急修理を市が行います

【対象】下記の(1)(2)にいずれにも該当する人  
 (1)住宅が半壊・半焼し、日常生活が営めない人  
 (2)経済的理由(今回の震災で失業・離職した人を含む)で自ら修理できず次のいずれかに該当する人

- ①生活保護法による被保護者、要保護者
  - ②6年度市民税の非課税世帯
  - ③6年度市民税が均等割のみの世帯
- (②③は家族で所得の一番多い人、同一住宅で複数世帯の場合は主たる所得者で判定)。

※すでに修理したもの、公営住宅、公社・公団住宅、借家は対象外。ただし、借家で家主(法人を除く)が災害により自らの資力では修理できず、修理なしでは借家人が日常生活を営めない場合は、家主の修理同意があれば対象内

【応急修理箇所】台所、トイレ、居室、屋根(書斎、子供の勉強部屋等は対象外)

【応急修理限度額】一住宅 295,000円

◆申し込み・問い合わせ先 神戸市住宅局「住宅応急修理係」

〒651 中央区浜辺通5-1-14 (神戸商工貿易センター20階) ☎261-1921・1946

## 皇太子同妃両殿下から遺族の皆様へのお言葉

3月5日に行われた合同慰霊祭にご参列された皇太子同妃両殿下から遺族の皆様へに次のようなお言葉をいただきました。

この度の大震災により、かけがえのない大切なお身内を失われた遺族の皆様へ、心から哀悼の意を表します。

3月5日の合同慰霊祭に参列し、多くの遺族の方々に前にして、皆様の悲しみ、苦しみに改めて深く思いをいたしました。

皆様の深い心の傷には計り知れないものがあることと思います。そして、その悲しみを胸に今後の人生を歩んで行かれることはいかに大変なことかと思いますが、復興への足音が聞かれようとしている今、皆様には、多くの方から寄せられている声援を忘れずに、新たな希望の光を見だし、人生の歩みを進めて行かれることを願わずにはられません。

皆様の一人一人がお互いに励まし合いつつ、一日も早く悲しみを乗り越えられますよう心から祈っております。

慰霊祭への参列がかなえられなかった方々を含め、神戸市のすべての遺族の皆様を重ねて哀悼の意を表します。

【申し込みは…】各区役所・支所・出張所で3月17日から配布の申込書に下記の書類を添えて郵送してください。3月26日まで受け付け。結果は審査のうえ、後日連絡します

### ＜添付書類＞

- ・り災証明書の写し(未発行の場合は後日提出でも可)
- ・失業などの場合は、離職票の写しまたは失業状態が確認できる書類

# 災害廃棄物の無料搬入券

申請窓口を3月27日(月)から環境局搬入券窓口(市役所3号館5階)に一本化します  
 布施畑および淡河環境センターの無料搬入券窓口は、3月25日(土)で閉鎖します

今回の震災により損壊・焼失した家屋などから発生した「災害廃棄物」を処理される場合は、無料搬入券が必要です

申請手続きは、解体を行う工事業者に依頼してください

### 【申請場所】

環境局搬入券窓口(市役所3号館5階)

### 【受付時間】

9:00~17:00(日曜・祝日除く)

### 【申請手続き】

手続き方法は、これまでと同様ですが、今後は新たに「り災場所を示す住宅地図などの写し」が必要になります

### 【搬入場所】

神戸市が指定します。

- 木造家屋から発生した災害廃棄物は…  
布施畑・淡河環境センターなど
- ※木質系とそれ以外に分けて搬入

するようお願いします

- コンクリート造りの建物から発生した災害廃棄物は…  
灘浜積み出し基地など
- ※搬入には、コンクリートがらなどとそれ以外に分別する必要があります

### ◆問い合わせは、

環境局搬入券窓口  
 (☎332-9446)へ。

FAXでの情報提供 (078)360-0200

「こうべ地震災害対策広報」はメニューコード8で取り出せます

第18号の発行は3月18日(土)の予定です

※広報こうべ地震災害対策特別号は3月17日に発行します

## 「住宅応急修理」申込みのご案内

### 1. 趣 旨

今回の震災により住宅が半壊または半焼の被害を受け、そのままでは住むことができないが、破損箇所を手を加えれば、何とか日常生活を営むことができるような場合に、その応急修理を行う資力が無い方に対し、市が必要最小限度の補修を行うものです。

### 2. 対 象

- (1) 住宅が半壊または半焼し、日常生活が営み得ない状態にあること。
- (2) 経済的理由で自らでは修理できない方で、次のいずれかに該当すること。
  - ・生活保護法による被保護者並びに要保護者。
  - ・平成6年度市民税の非課税世帯  
(家族で所得の一番多い者、同一住宅で複数世帯の場合は主たる所得者で判定。)
  - ・平成6年度市民税の課税状況が均等割のみの世帯  
(家族で所得の一番多い者、同一住宅で複数世帯の場合は主たる所得者で判定。)
  - ・今回の震災により失業又は離職したため、上記のいずれかに該当することとなる世帯  
(家族で所得の一番多い者、同一住宅で複数世帯の場合は主たる所得者で判定。)

(注1) すでに修理を実施したものは、対象外です。

(注2) 公営住宅、公社・公団住宅は、対象外です。

(注3) 借家については、原則として対象外です。ただし、家主（法人を除く）が災害により自らの資力では修理を行うことが困難であり、かつ、修理を行わなければ借家人が日常生活を営みえない状況にある場合は、家主の修理同意があれば対象となります。

### 3. 修理箇所

台所、トイレ、居室、屋根の応急的修理に限ります。（書斎、子供の勉強部屋等は対象外。）

### 4. 修理限度額

一住宅 295,000円の範囲内です。（現金での支給は行いません。）

### 5. 実施方法

現地を調査のうえ、修理内容を決めます。施工は、市より派遣する業者が行います。

### 6. 申込方法

申込書に記入、押印のうえ、所定の封筒に必要書類を添えて郵送で申し込んでください。

結果は、審査のうえ後日連絡します。

〔必要書類〕…半壊・半焼の「り災証明書」のコピー（未発行の場合は、発行されしだいコピーを提出してください。）

このほか、失業等による場合は、離職票（雇用保険受給資格者証）のコピー又は、失業の状態がわかる書面が必要です。

## 7. 受付期間

平成7年3月17日（金）から平成7年3月26日（日）まで。

## 8. 問い合わせ先

〒651 神戸市中央区浜辺通5丁目1-14 神戸商工貿易センター 20階  
神戸市住宅局「住宅応急修理係」

☎261-1921・1946（受付時間 午前9時～午後5時）

## 【参考】 応急修理内容の例

修理箇所	被害の状況	修 理 の 内 容
台 所 トイレ 居 室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天井の破損</li> <li>・壁の破損</li> <li>・床の破損</li> <li>・建具の破損</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下地調整の上、ベニヤ板を張ります。 （台所コンロ台上部天井は不燃ボード張り。）</li> <li>・大破の場合、下地調整の上、ベニヤ板を張ります。</li> <li>・モルタル、タイル等の割れで隙間がある場合は、コーキングを詰めます。</li> <li>・外壁モルタル等のだつ落の場合は、トタン板等で雨が入らないようにします。</li> <li>・床組の調整、合板を張ります。</li> <li>・建具の調整、補修をします。</li> <li>・ガラスの割れは入替えをします。（外部のみ）</li> <li>・外部回り建具の鍵の調整又は取替えをします。</li> </ul>
屋 根	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根が破損し雨漏りしている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニールシート張りとし、端部を木材で押さえます。</li> </ul>
給排水 設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水漏れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漏水の修理をします。</li> </ul>

※本格的な復旧修理は、後日所有者自身で実施してください。

## 住宅応急修理の申込書に記入する前に 次の条件を確認してください。

※ 次の①～④までの要件を満たしていますか。

①住宅が半壊または半焼の被害を受けていますか。 (はい・いいえ)

②経済的理由で自らでは修理できない方で、次のいずれかに該当していますか。  
(はい・いいえ)

ア. 生活保護法による被保護者並びに要保護者。

イ. 市民税の非課税世帯

(家族で所得の一番多い者、同一住宅で複数世帯の場合は主たる所得者で判定。)

ウ. 市民税の課税状況が均等割のみの世帯

(家族で所得の一番多い者、同一住宅で複数世帯の場合は主たる所得者で判定。)

エ. 今回の震災により失業又は離職したため、上記のいずれかに該当することとなる世帯

(家族で所得の一番多い者、同一住宅で複数世帯の場合は主たる所得者で判定。)

③住宅は持家ですか。借家の場合は、家主の修理同意を得ることができますか。  
(はい・いいえ)

④修理箇所がいずれかに該当し、応急修理をすると何とか住める状態になりますか。

ア. 台所 (はい・いいえ)

イ. トイレ

ウ. 居室(書斎、子供の勉強部屋等は対象外。)

エ. 屋根

以上①～④の条件が「はい」の場合は、資格要件に該当すると思われるので、申込書に記入、押印のうえ、切り取って所定の封筒に必要書類を添えて郵送で申し込んでください。

結果は、審査のうえ後日連絡します。

※ 申込みに必要な書類は次のとおりです。

ア. 半壊・半焼の「り災証明書」のコピー(未発行の場合は、発行されしだいコピーを提出してください。)

イ. このほか、失業等による場合は、離職票(雇用保険受給資格者証)のコピー又は、失業の状態がわかる書面が必要です。

<神戸市記入欄>

半壊・半焼

非課税

リスト

有資格

り災状況

所得の状況均等割

確認

判定

その他( )

失業

台帳

無資格

担当

# 住宅応急修理申込書

区名	
受付番号	

神戸市長 笹山幸俊 様

平成7年 月 日

兵庫県南部地震により住宅が半壊・半焼し、そのままでは日常生活を営むことが困難であり、自力では応急修理ができないため、必要最小限度の住宅応急修理を申し込みます。

なお、資格認定のため、神戸市が市民税の課税状況及び住宅の所有について調査することに同意します。

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
フリガナ \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

※該当項目の□に○を入れてください。現在の避難場所 TEL \_\_\_\_\_

住宅所有者	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ <input type="checkbox"/> 家主 (氏名 _____) <input type="checkbox"/> その他 (氏名 _____)		連絡先	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ <input type="checkbox"/> 家主 (TEL _____) <input type="checkbox"/> その他 (TEL _____)		
住宅所在地	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ <input type="checkbox"/> その他 (神戸市 _____ 区)					
住宅の種別	構造種別	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/>				
	階数	階建	住宅種別	<input type="checkbox"/> 一戸建 <input type="checkbox"/> 集合住宅 <input type="checkbox"/> 長屋建		
修理依頼箇所	台所	<input type="checkbox"/> 天井の破損 <input type="checkbox"/> 建具の破損 <input type="checkbox"/> 壁の破損 <input type="checkbox"/> 給排水管の漏水 <input type="checkbox"/> 床の破損 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )				
	トイレ	<input type="checkbox"/> 天井の破損 <input type="checkbox"/> 建具の破損 <input type="checkbox"/> 壁の破損 <input type="checkbox"/> 給排水管の漏水 <input type="checkbox"/> 床の破損 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )				
	居室	<input type="checkbox"/> 天井の破損 <input type="checkbox"/> 建具の破損 <input type="checkbox"/> 壁の破損 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ ) <input type="checkbox"/> 床の破損				
	屋根	<input type="checkbox"/> 屋根の破損 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )				
同居の家族の状況	氏名	続柄	年齢	性別	収入の有無	備考
		申請者		男・女	有・無	
				男・女	有・無	
				男・女	有・無	
				男・女	有・無	
				男・女	有・無	
該当世帯	<input type="checkbox"/> 生活保護法による被保護者並びに要保護者 <input type="checkbox"/> 市民税の非課税世帯 <input type="checkbox"/> 市民税の課税状況が均等割のみの世帯 <input type="checkbox"/> 今回の震災により失業又は離職したため、上記のいずれかに該当する世帯					
添付書類	<input type="checkbox"/> 半壊・半焼の「り災証明書」のコピー <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )					
借家の場合 家主の同意欄	私は、上記申請者に賃貸している住宅について、自ら応急修理を行う資力が無いので、神戸市が修理を行うことに同意します。 家主 住所 _____ フリガナ _____ 氏名 _____ 印 _____					

切り取り線